

消費生活問題出前講座



松江市消費・生活相談室では、消費生活問題出前講座に講師を派遣します。

消費者トラブルに遭わないために、最近のトラブル事例を交えながら、どんな手口なのか、消費者被害をどうしたら防げるのか、わかりやすく楽しくお話しします！

お気軽にお問合せください♪

無料

- 対象
松江市民で構成されるグループ、団体(10名程度～)
- 時間
平日 9時から 16時までの間で、1時間程度
- 会場
松江市内の会場をお申込みいただく方でご準備願います。
- 問い合わせ先
松江市消費・生活相談室
☎ 0852-55-5644



松江市役所 案内マップ(全体図 R5.5.8現在)

松江市消費・生活相談室

松江市役所 別館1階

☎ 0852-55-5148

Fax 0852-55-5544

e-mail soudan@city.matsue.lg.jp

消費者ホットライン

☎ 188

お住いの近くにある消費生活相談窓口につながります。

資料3

こんなときは、
松江市消費・生活相談室
にご相談ください。

契約、商品・サービス
トラブル

一回の注文だと思ったら、定期購入だった。

「必ず儲かる」
「絶対お得！」と
副業を勧められた。

悪質商法



身に覚えのない
支払いを促す
メールが届いた

ローンや借金
があり、返済
が出来ない。

架空請求

多重債務



✿電話相談・面接相談✿

相談時間 9:00 ~ 16:00

(土・日曜日、祝日、年末年始12/29~1/3を除く)

消費・生活相談室では、くらしの相談・消費生活に関する相談をお受けしています

松江市消費・生活相談室では、暮らしの中で起こるさまざまな問題や心配ごとなど、いろいろな相談に無料で応じています。また、市の専門相談や専門機関を紹介しています。

プライバシーは厳守します。お気軽にご利用ください。

- *くらしの相談・・・相続、離婚、生活苦、近隣問題、不当解雇、不動産、金銭トラブルなど
- *消費生活相談・・・商品トラブル、契約解除、多重債務、訪問販売、アパート契約など
- ***専門相談** ※相談日は、市報松江（毎月1日発行）または、松江市ホームページ（右上のQRコード）でご確認ください。

●法律相談（弁護士）**電話予約制（一人年一回）**

日常生活の中で法律に関する問題

●行政相談（行政相談委員）

国・県・市町村や特殊法人などの行政に対する苦情・要望

●登記相談 **電話予約制**

（**司法書士**）相続登記、売買・贈与・交換などの土地・建物の登記、権利登記に関する相談

（**土地家屋調査士**）土地の境界・分筆などの登記、建物の新築・増築などの登記、表示登記に関する相談

●人権相談（人権擁護委員） 人権にかかわる相談

●行政書士相談（行政書士）

行政に提出する書類作成、遺言書、遺産分割協議書、各種契約書、示談書、内容証明などに関する相談

●労働・社会保険相談（社会保険労務士）年金・労働観のトラブルや、各種社会保険などに関する相談



対象は、松江市在住
または市内へ通学、
通勤している人です。

消費者見守りメールに 登録しませんか

松江市消費・生活相談室では、**毎月第2水曜日に最新の消費者見守り情報を発信しています。**

- ① m-matsue-ty@xpressmail.jp あるいは空メールを送信してください。（タイトル、本文は不要です）。
- ② 登録用メールが30分以内に届きます。免責事項をご確認の上、メール本文内に記載された**登録用URLをクリックし**、配信希望情報等を登録してください。



左記QRコードから、登録用メールアドレスが入手できます。
※QRコードが読めない場合はアドレスを直接入力ください。



松江市



登録者

【注意事項】

30分以内にメールが届かない場合には、メールが受信できない設定になっていないかの確認をお願いします。
お使いの携帯電話の設定を確認後、再度①から操作してください。